

事務連絡
令和3年3月4日

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の周知並びに避難行動要支援者の個別避難計画作成への参画のお願いについて

政府では、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、内閣府の有識者会議において議論した内容を「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」として令和2年12月24日に公表いたしました【別紙】^{※1}。

令和元年台風第19号等を踏まえた内閣府の有識者会議の検討結果の概要は、下記1のとおりであり、自ら避難することが困難な高齢者など避難行動要支援者^{※2}の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画が有効とされています。

近年の災害においても多くの障害者等が被害に遭っていることから、障害者等の災害時の避難の実効性の確保は喫緊の課題です。個別避難計画の作成にあたっては、日頃から避難行動要支援者のうち、障害福祉サービスの利用者の状況等をよく把握している相談支援専門員等の参画を得ることも重要ですので、貴協会におかれましても、下記2のとおり御協力をお願いします。

※1 「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」

URL: <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/index.html>

(概要、本文、参考資料)

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」

URL: <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/koreisubtyphoonworking/index.html>

(概要、本文、参考資料①、参考資料②)

※2 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

記

1. 令和元年台風第19号等を踏まえた検討結果の概要

(1) 高齢者等の避難のあり方

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」においては、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難に係る避難行動要支援者名簿、個別避難計画（避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画）、福祉避難所、地区防災計画に関する制度面における改善の方向性についてとりまとめられています。

この中で個別避難計画については、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置づけ、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職や民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会などの関係者と連携して作成する必要があること等が提言されています。

特に相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち障害福祉サービスの利用者について、日頃からサービス等利用計画等の作成を通じて、本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であるとされています。

なお、個別避難計画の制度上の位置づけに関する対応として、政府において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等の見直しの検討等を進めています。

(2) 避難情報及び広域避難等のあり方

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」においては、避難情報及び広域避難等に関する制度面における改善の方向性についてとりまとめられており、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示に一本化することや高齢者等に対して、早期の避難を促すことを明確にするため、レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直すこと等が提言されています。

なお、これらの内容については、災害対策基本法の改正の改正が必要となることから、改正法が成立し、施行されるまでの間、現行法に従って引き続き運用されることとなります。

2. 避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の方向

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」において提言された個別避難計画の作成等については、各都道府県及び市町村消防防災主管部局において、本とりまとめの内容を参考にいただき、福祉・保健・医療等の関係部局等と連携のもと、取組の検討及び実施準備を進めていただけるよう、お願いしているところです。

貴協会におかれては、市町村による個別避難計画の作成業務に貴会員の参画をいただけるよう、貴会員への周知いただくなど、特段の配慮をお願いいたします。

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

藤田、近藤、石尾 （TEL：03-3593-2849）（直通）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域生活支援推進室（相談支援係）

高橋、藤川、池沼 （TEL：03-5253-1111）（代表）

（内線：3041、3043、3149）